

【質疑応答】現地滞在型外部説明会

2025年8月13日/14日/19日
国際協力調達部

No.	項目	質問	回答
1	選定	業務実施契約（単独型）の資格要件において、国籍要件は原則廃止されたとして理解して良いか。	原則はご理解のとおり、業務実施契約（単独型）の資格要件において国籍要件は廃止しますが、国によっては日本国籍の専門家が求められる場合がありますので、その場合は、公示に明記します。
2	選定	業務従事者はどの期間に法人に属している必要があるか。（雇用のタイミングに制約はあるか）	現行のコンサルタント等契約と同じで、専任の技術者として雇用されていることが前提となり、プロポーザル提出時点で法人に所属している必要があります。
3	選定	業務調整のみの専門家の配置は公募であったが、今後は想定していないか。	現行の長期派遣専門家で業務調整のみの配置を想定していた案件については、引き続き業務調整のみの配置を想定しています。
4	選定	プレゼンテーションの資料は簡易プロポーザル提出時に競争参加者が提出する必要があるか。	プレゼンテーションの資料は簡易プロポーザル提出時に競争参加者に提出いただきます。
5	選定	プレ公示はいつから掲載されるか。	8月下旬に掲載を予定しています。プレ公示等は現行のコンサルタント等契約と同様に毎週水曜日に掲載予定です。
6	プロポーザル評価	個人参加が増える中で、バックアップ体制が評価項目に含まれるようになった理由は何か。	バックアップ体制を新たに評価項目に追加したわけではありません。個人の参加の場合、法人と比較してバックアップ体制の評価が不利になるのでは、とのご意見があったため、そのご意見を踏まえ個人の場合のバックアップ体制の評価について追記したものです。
7	プロポーザル評価	単独型と現地滞在型は同様のプロポーザルを作成することになると思われるが、その配点はこれまでの単独型と同じか。	単独型も現地滞在型も簡易プロポーザルを提出いただけます。簡易プロポーザルの作成要領はプロポーザル作成ガイドラインをご参照ください。また、評価配点は公示を確認してください。
8	プロポーザル評価	サポートを受けられる外部関係者とは校閲と保険以外では具体的にどのような関係者の想定か。	外部関係者とは例えば本業務の有識者等とのネットワークを想定しています。
9	プロポーザル評価	個人で応募する場合、バックアップ体制としての外部関係者や校閲者に対する報酬は配慮されているか。またその報酬基準について提示してほしい。	外部関係者や校閲者に対する報酬は含めておりません。
10	プロポーザル評価	プロポーザルの評価について、評価基準としている過去10年の類似件数について、件数が足りない場合、どのように評価されるか。	過去10年間の業務経験を確認する際、件数ではなく、公示案件の業務内容との関連性で判断させていただきます。
11	報酬	公用旅券の申請に関する旅行会社への支払いは報酬に含まれているか。	ご理解のとおり公用旅券の申請に関する旅行会社への支払いは報酬に含まれています。
12	報酬	健康管理費として計上される経費は、2年間の任期の場合、これまでは1回は休暇一時帰国、1回は健康管理休暇として支給されていたが、現地滞在型になった場合、2年間の任期があっても、二回分の健康管理休暇が計上されるか。	1年間に1回健康管理としてリフレッシュをされる場合の見合い相当額を報酬に含めています。
13	報酬	法人所属の場合の『その他原価率』はどの程度か、参考値を提示可能か。	国によって報酬の金額は異なるため、公示で法人・個人それぞれの金額を提示します。
14	報酬	現時点で設定されている直接人件費と教育費の各国の上限額を公示前に、提示することは可能か。	恐れ入りますが事前に提示することはできません。公示にて提示させていただきます。
15	教育費	教育費の支払項目について、現地滞在型では授業料のみの支払いとなったか。また、インターナショナルスクール/現地校に通学する場合は授業料の支払い年額を12（定数）で除した額に116.43%を乗じて自己負担額22,000円を引いた額を支払いとあるが、どのように支払うか。	教育費には授業料、入学金、登録料、強制的寄附金、教科書代及びスクールバス代が含まれます。しかしながら、発注者と受注者両者の各費用の領収書等の確認を簡素化するため、領収書は授業料のみを確認し、その額に定率をかけた金額を支払います。教育費については、これまでの長期派遣専門家の実績から授業料に116.43%を乗じた金額から自己負担額22,000円を差し引いた額か、業務国毎の月額上限額を比較して安価な額を支払います。

16	教育費	教育費について、3歳以上小学校以下の単価は43,000円に関し、現行の長期専門家の場合は、基本分8000円が追加されて51,000円となるが、本制度では下がるということか。	本制度では、過去の支給実績を基に43,000円の定額で設定しています。 (補足：現行制度の51,000円は上限額であり、上限の範囲内で実費を支給しています。43,000円は過去の長期専門家の支給実績を元に設定した金額となります。)
17	支払	3か月に1度、数百万円規模の報酬・手当が日本の口座に振り込まれる場合、各地の税務署から調査が入る可能性は高いと考えられる。しかし、日本に滞在していない個人がその対応を行うことは困難。この点について、以前の質問への回答書では「個別に対応する」と記載されていたと記憶しているが、JICAとしては何か対応を想定しているか。	弊機構は公的機関であり、税務署からの調査で大きなリスクは想定していません。原則は受注者が税務署へ契約書やガイドライン等でご説明いただくことを想定しています。なお、経理処理・契約管理ガイドラインで紹介している銀行においても非居住者も利用可能なサービスである旨を確認しています。個々の状況によっては個別にご相談ください。
18	支払	航空券は実費精算か。	ご理解のとおり実費精算となります。
19	免税	公用旅券が発行されるということは業務国では関税等は免税されるという理解。手続きについては専門家本人が対応するか、またはJICA事務所による支援はあるか。	待遇は国によって異なりますが、現行の長期専門家と同じです。免税手続き等の対応についても同様です。
20	契約制度	単独型での専門家と現地滞在型での専門家の業務上の違いは何か。現在も単独型でチャトル型の派遣で業務の期間が2年程度のものもあり、パートナーで募集のあったものが、のちに単独型で公示されるケースもある。チャトル型の派遣が長期滞在かの形態上の違いではなく、業務の違いを確認したい。	長期派遣とするか、短期チャトル型派遣とするかは、JICAが業務内容によって検討・決定します。
21	契約制度	9月3日公示分より開始となることですが、現在従事している業務で9月3日以降に新たに延長契約がある場合においては、現状の契約制度のままか。	9/3以降に新規で公示する案件が現地滞在型の対象となります。
22	契約制度	現行の長期専門家の制度に比べて、新制度の応募者側のメリットを改めて説明してほしい。	休暇日数の確認やこれまで行っていた各々の申請及び承認等を簡素化し、その分の時間を成果発現に注力いただくことを考えています。
23	旅券・査証	査証取得が受注者にて手続きとなる点について、先方実施機関等からの受入確認の取付をJICA在外事務所で行った後、その書類を旅行会社に送り旅行会社が在日大使館等から査証を発行してもらう、という形になるか。	査証取得については現行の長期派遣専門家の手続きと同様です。受注者により主体的に手続きを行っていただくことを想定しています。
24	健康管理	勤務国にかかわらず、休暇は20日で、それを超える休暇は配属先が許可すれば取得可能。つまり、従来、健康管理休暇日数が追加で認められていた地域と、それが無い国との休暇日数の差は無くなったと理解して良いか。	ご理解のとおりです。
25	健康管理	健康管理費に関し、高地健康管理、特別健康管理が必要な国については、費用の追加計上ありとのことだが、原則年間20日の休暇日数に関しても追加はあるか。その場合、公示で提示されるか。	休暇日数の年間20日はあくまで目安であり、追加が必要であれば、業務の進捗等を踏まえ、カウンターパートとも相談して対応ください。その見合い分の経費は追加して報酬に計上されています。
26	安全管理	現行の長期派遣専門家では任国外旅行の際は派遣者ポータルに旅行計画を申請しているが、現地滞在型では渡航管理システムにも入力する必要はあるか。	現地滞在型において派遣者ポータルでの申請は不要となりますが、渡航管理システムには入力が必要となります。
27	安全管理	安全対策アドバイザーによる住居確認は必須か。もしくは受注者の希望があれば住居確認可能か。	在外事務所によって安全対策アドバイザーの住居確認が必要と判断される場合は住居確認が必要となります。
28	安全管理	緊急移送の説明資料に「ただし、緊急移送依頼後、所属先法人/業務従事者本人等ではその後の対応が困難な場合で、」とあるが、緊急移送の場合で本人が依頼できる状況でなかった場合はJICA事務所が対応する理解でよいか。その場合は「緊急移送依頼後」ではなく「依頼時」等に変更したほうがわかりやすい。	ご指摘ありがとうございます、ご指摘を踏まえ、表記を修正いたしました。
29	安全管理	海外旅行保険と戦争特約保険は2年の履行期間であれば2年付保するか。	2年の業務期間であれば2年付保いただきます。
30	報告書	6か月報告書（業務進捗報告書）の様式はあるか。	当部で所定の様式は定めていません。案件によって必要な内容が異なるので、業務主管部に確認して対応ください。
31	その他	これまでの説明会で出た質問等や今回の質問等は公開予定か。	これまでの説明会の質問回答はJICA HPへ掲載しております。 https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2025/20250618.html FORMSでの本制度に関する質問や今回の説明会での質問回答は追って掲載する予定です。

32	その他	ウェブサイト上の新規予定案件（長期専門家）リスト上では、公示予定時期から履行期間の開始予定時期までが、短いものと2ヶ月間となっている。公示後、派遣が確定するまでも約1か月かかるのではないかと思われるが、渡航確定後、実際の渡航までに1か月しかない場合もあるか。	契約交渉後契約の合意が取れてから公用旅券の手続きになり、大よその渡航時期は公示にて提示する予定です。
33	その他	現地滞在型で応礼して契約した場合に他プロジェクトへの従事は可能か。	兼業は不可となります。
34	その他	現地滞在中に、滞在許可証（レジデンス・パーミット）や外国人用IDカードの申請、住所登録の手続きが必要になる場合、法人、個人共に、受注者が対応するとの理解しているが、JICA現地事務所からの支援は受けることができるか。	原則は受注者にて対応いただきますが、公的な書面等が必要な場合はJICA在外事務所が支援します。